

# 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折 糖会社への出資をめぐって

## シヤム製

著者	平井 健介
雑誌名	甲南経済学論集
巻	63
号	3・4
ページ	123-147
発行年	2023-03-20
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00004530">http://doi.org/10.14990/00004530</a>

# 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

——シヤム製糖会社への出資をめぐる——

平 井 健 介

## 要旨

本稿の目的は、1930年代の日本・シヤム経済提携が挫折した要因を、その出発点とされたシヤム製糖会社への出資問題の考察を通じて解明することである。先行研究では、経済提携の挫折要因は、日本側の積極性とシヤム側の消極性という構図で説明されてきた。本稿では、日本側の主体を外交主体（政府）と出資主体（糖業連合会）に分けて捉え、政府は経済提携に積極的であったのに対して糖業連合会は出資に消極的であったこと、その要因は、出資の判断基準とされた糖業保護政策をシヤム政府から引き出せなかったからであったことを明らかにした。そして、経済提携の挫折要因は、シヤム政府の消極外交のみに求められるのではなく、その姿勢が糖業連合会の出資を躊躇させることによって、従来は経済提携に積極的と見なされていた日本側からも生み出されていたと結論付けた。

キーワード：シヤム、タイ、二国間主義、砂糖、製糖業、糖業連合会、  
訪暹経済使節団

## 目次

はじめに

### I 日本・シヤム経済提携

- (1) シヤムの国際環境と日本 (2) 訪暹経済使節団

### II シヤム製糖会社への出資問題

- (1) 製糖会社設立の経緯 (2) 出資勧誘への対応  
(3) 製糖会社の解散

### III 製糖業と政府の保護

- (1) 日本植民地における成功 (2) 東南アジアでの失敗  
(3) シヤム糖業の調査

おわりに

## はじめに

日本を取り巻く国際環境は、1930年代に入り急速に悪化した。外交面では、満州事変に端を発する中国東北部や北部への侵略、それに伴う国際連盟からの離脱を通じて、日本は第一次世界大戦後に形成されたアジア太平洋の国際秩序であるワシントン体制（9カ国条約）に挑戦し、英米との関係を悪化させた。経済面では、第一次大戦後に不安定化した国際金本位制・自由貿易体制が世界恐慌を契機に崩壊し、世界貿易が「二国間主義」(bilateralism)へと移行するなかで、日本は低為替放任策で英領インドや蘭領東インドへ輸出攻勢をかけ、イギリスやオランダとの間で貿易摩擦を引き起こした（白木沢 [1999]）。外交・経済の双方で国際的孤立を深めていくなかで日本が目にしたのが、東南アジア唯一の独立国である暹羅（現在のタイ。以下、シャム）であった。シャムは、政治的にも経済的にも列強の利害が相対的に弱い「自由」な地域であり、1932年のクーデターでイギリスの影響力の軽減・排除を狙う政権が登場したことは、日本がシャムとの提携を図る動機となった。1933～36年にかけて、日本・シャム間の人的交流が進展し、シャムからは民間・政府レベルの双方で多くの訪日団が派遣され、日本からも「訪暹経済使節団」の派遣が1936年に実現し、貿易の拡大と経済提携（シャムの経済開発への支援）が模索された。しかし、こうした「平和的友好関係」は成功せず、1937年以降、両国の関係強化は「軍事・政治的関係」として結実した（飯田 [1993]）。なぜ、日本が模索したシャムとの経済提携は失敗したのだろうか。本稿は、経済提携の出発点と位置づけられたシャム製糖会社への出資問題の推移を考察することで、この問いに答えようとするものである。

経済提携が失敗した要因については、外交史と経済史の双方で研究が進められており、以下では、それらの研究と関連させながら本章の分析視角を提示する。外交史の領域では、バトソン [1989]、吉村 [2002]、矢田部 [2002]

## 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

の研究があり、これらの研究では、両国間の経済提携が困難であったのは、日本が提携に積極的だったのに対し、とりわけイギリスを意識して特定国との関係強化を避けたいシヤムが提携に消極的であったからであるとされている。ただし、日本側の多様なプレーヤーを一括りにして提携に積極的な存在としてとらえることはできるだろうか。本稿では、経済提携を模索する政府（外務省と拓殖省）と、シヤム製糖会社への投資主体とされた糖業連合会（日本の製糖会社のカルテル組織）との温度差に注目する。

経済史の領域では、Swan [2009] があり、米以外に投資対象となる商品作物の欠如と、砂糖プランテーションの欠如が、日本の投資を少ないものとしていたこと、経済提携は国策会社の設立によって進められることで政治的・軍事的結びつきの一手段となったことが指摘されている。しかし、本稿で指摘するように、シヤムにおける砂糖生産は有望視されていたし、日本の製糖事業はプランテーションがない地域で成功し、プランテーションがある地域で失敗した。糖業連合会の投資判断の基準は、日本の製糖会社が歴史的に蓄積されてきた事業の成功・失敗体験に求めなければならないだろう。

### I 日本・シヤム経済提携

#### (1) シヤムの国際環境と日本

19世紀以降、欧米列強による東南アジア・南アジアの植民地化が進展するなかで、シヤム（ラタナコーシン朝）は政治的には独立を維持することに成功した。その要因は、第1に、東側に位置するインドシナを統治するフランスと、西側に位置するビルマを統治するイギリスの対立の緩衝地帯としての役割を有していたこと、第2に、シヤムが列強の要求をかなりの程度受け入れ、領土の一部を割譲したり、不平等条約（バウリング条約）を締結したりしたことにある。シヤムは、不平等条約の改正を目指して1880年代にチャックリー改革を推進したほか、第一次世界大戦にも参戦して国際的地位

を向上させつつ、列強との間で粘り強く交渉を重ねていった。その結果、1920年にアメリカが関税自主権を承認したことを嚆矢として、1927年までには全締約国との間で関税自主権が承認され、領事裁判権も移審権（一定の条件の下で、領事裁判に移行できる権利）へと軽減された。1930年代のシャムは、領土の回復と移審権の回収による対等条約の締結を最大の外交目標とした。

他方、経済的にはイギリスの支配を強く受け続けた。<sup>(1)</sup> 第1に、財政収入について、関税自主権は長らくなかったし、専売の実施はイギリスの許可を要したほか、外債の発行もイギリスが優先権を有していた。第2に、政策の実施について、各省庁には外国人が顧問として雇われていたが、農林省と大蔵省には必ずイギリス人が雇われることとなっており、これは農業国であるシャムの財政・経済政策がイギリスの介入を受けることを意味した。第3に、商品輸出について、シャムの主要輸出品は主に東南アジア向けの米であるが（表1参照）、その多くはシンガポールや香港といったイギリス植民地を経由していた。「シャムの財政はロンドンにて動」き、「イギリスの機嫌を損へば其日からシャムはもう乾上って了ふ」という状態であったのである。

こうした国際環境下におかれたシャムは、1887年に「修好条約締結方に関する日暹宣言書」でもって日本と国交を樹立した。1898年には「日暹修好通商航海条約」が締結されたが、本条約は、日本がシャムの関税自主権を認めず領事裁判権も獲得するなど、日本を列強と対等の位置に置く不平等条約であった。日本は、シャムが不平等条約の改正を目指して推進したチャックリー改革を評価せず、自らの国際的地位を向上させるためにシャムを利用し

---

(1) 以下、経済面におけるイギリスのプレゼンスについては、特に断りのない限り、安川雄之助著作編纂会編 [1996: 430-431]、および「暹羅派遣経済使節団に関する打合せ（1936年1月29日）」（外務省記録 K.2.1.0.4-1-5「本邦人ノ海外視察旅行関係雑件（中国及満州国ヲ除ク）／視察団ノ部／遣暹羅經濟使節団関係」）による。

1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

表1 シヤムの貿易額1931/32～1935/36年度平均（単位：1,000パーツ）

輸出額(a)	152,324	輸入額(b)	98,570
米	88,788	綿製品	13,814
シンガポール	26,670	日本	6,397
香港	27,151	香港	2,697
錫・錫鉱	20,400	金属製品	7,895
ペナン	19,938	イギリス	1,601
シンガポール	461	日本	2,718
チーク	7,012	砂糖	4,655
香港	859	蘭領東インド	3,968
日本	589	その他	72,205
その他	36,123	貿易収支(a) - (b)	53,754

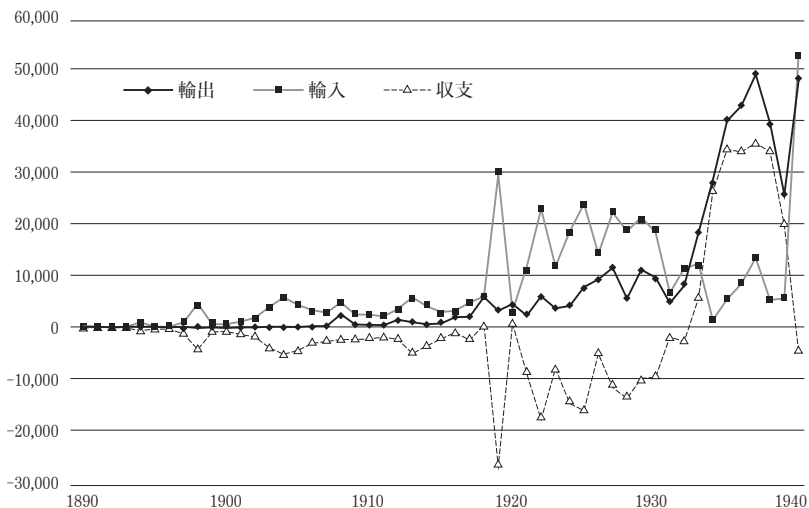
出典) 南洋協会編 [1943 : 66-68, 82-84, 88-89, 92-93]。

(2) たのである。本条約は1924年に改正され、日本はシヤムの関税自主権を認め  
たが、やはり列強に追随して移審権を主張した。

日本・シヤムの経済関係は商品貿易に限定されていた (Swan [2009 :  
xviii])。19世紀末に貿易統計が作成されて以降、1932年までは日本の輸入超  
過であり (図1)、輸入品のほとんどを米が占めた。日本は人口増大と生活  
水準の向上によって19世紀末には米不足に陥っており、英領ビルマ・仏領イ  
ンドシナ・シヤムからの米の輸入に依存していた。1933年以降は日本の輸出  
超過となった (図1)。日本植民地の朝鮮や台湾における米の増産によって  
米の自給が達成されたことを背景に、1933年の米穀法施行によって外国米の  
輸入が許可制となったほか、1931年の金本位制離脱による円安を背景として  
綿製品輸出が増大したからである。ただし、1935年の日本の貿易に占める

(2) ただし、シヤムの近代法典編纂を支援するために、政尾藤吉を外務省委嘱とし  
て派遣し、政尾は立法審議委員会の外国人顧問の1人に就任した (吉川 [1992 :  
159-160])。

図1 日本の対シラム貿易額1890～1940年（単位：1,000円）



出典) 大蔵省『日本外国貿易年表』各年。

シラムとの貿易の比率は1.5%（東南アジア全体では11.5%）に過ぎなかった（南洋協会編 [1943 : 302-303]）。

## (2) 訪暹経済使節団

1930年代初頭における国際環境の変化のなかで、日本とシラムの関係は特に日本側からの積極的なアプローチによって緊密化し始めた。日本商工会議所は1935年に親善増進・経済調査を目的として、シラムを中心とする東南アジアへの経済使節の派遣を計画した。本計画には商工省のほか、海外殖産事業の見地から南洋への経済調査団の派遣を模索していた拓務省と、列強を刺激しない形の対外進出を図りたい外務省が賛同し、日本商工会議所を後援することとなった。

(3)

1935年10月26日に実施された打合せには、拓務省・外務省・商工省・陸軍

### 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

省・海軍省・資源局が参加し、第1に、シヤムに経済使節団を派遣すること、第2に、本計画は「国策に基き遂行する」ため、使節に対し政府から指示を与えること、第3に、本計画は「目下厳秘を要するに付外部発表は見合せ」ことなどが取り決められており、使節団は強い政治性を帯びていた。<sup>(4)</sup>また、使節団への注意事項として「在留外人特に英仏人を刺戟するか如き言動は極力之を避くること」や「新聞記者に対しては〔中略〕暹羅側との談合の内容の如きは可也漏ささるること」が指摘されていたことは興味深い。シヤムは独立を維持するために特定の国との過度な関係を好んでおらず、条約改正上の最大の障壁であるイギリスとの関係悪化を避けるため、国際的孤立を始めた日本との関係を深めようとは考えていなかった。日本政府はそのことを十分理解していたのである。1933年2月の国連臨時総会における満洲国不承認に対する決議にシヤムが棄権したことをもって、日本はシヤムに親近感を抱いたとされるが、外向きの説明を別とすれば、政府レベルではそうした理想主義的な判断はなかった。

使節団の目的は、両国間の親善機運の助長のほか、第1に、両国の貿易関係を堅実なる基礎の上に調整すること、第2に、両国の経済提携の可能性を模索することにあつた（訪暹経済使節団編 [1936: 4, 7, 9]）。第1の目的である貿易関係の調整とは、日本側の出超を解消しながら両国間の貿易を拡大することを指す。対シヤム貿易における日本の関心は、綿製品輸出の拡大による外貨の獲得である。シヤムは綿製品の消費市場としてのみならず、英領ビルマや仏領インドシナへの中継地でもあり、再輸出率は30～40%であった（南満洲鉄道株式会社東亜経済調査局編 [1943: 469]、安川雄之助著作編纂

---

(3) 以下、打ち合わせの内容は、「暹羅を中心とする経済施設に関する第2回打合せ概要」（外務省記録 K.2.1.0.4-1-5「本邦人ノ海外視察旅行関係雑件（中国及満洲国ヲ除ク）／視察団ノ部／遣暹羅経済使節団関係」）。

(4) Swan [2009: 105]。



会編 [1996 : 410, 427])。日本は列強の植民地であった東南アジアやインドへの輸出攻勢によって、列強との間で貿易摩擦を引き起こしていたが、在シャム華僑・印僑のネットワークを媒介とすることで、シャム経由でこれら地域への輸出の増大を図ることができたのである。<sup>(5)</sup>

一方、1930年代の世界貿易では多角的貿易決済に代わって二国間で貿易収支を均衡させる「二国間主義」が台頭しており、日本は、対シャム貿易で輸入超過にあるイギリスが、輸出の増大を目的としてシャムに二国間主義を採用するよう圧力をかけるのではないかと危惧していた(安川雄之助著作編纂会編 [1996 : 428])。シャムが二国間主義を採用した場合、貿易黒字の日本は対シャム輸出額を対シャム輸入額(=シャムの対日輸出額)に見合う程度に縮小させる必要が生じる。二国間主義の可能性に備えながら綿製品の輸出を増大させるためには、輸入可能なシャム製品を早急に「発見」して片貿易を是正しておくことが、日本にとって重要な課題となったのである(訪暹経済使節団編 [1936 : 8])。

第2の目的である経済提携とは、シャムの経済開発に対する日本の支援を指し、貿易に限定されていた経済関係を、直接投資(資本輸出)にまで拡大させようとするものである。政府は使節団に対して、シャム政府の工業化に対する姿勢や、天然資源開発および経済的施設改善に関する方策を調査するように指示を出した。その一方、政府は「暹羅国より具体的提案に接したる場合には好意的考慮を加ふること可なるは勿論なるも責任ある言明は在暹羅公使館側と打合せの上与ふる」ことや、「暹羅人間に日本側の利権獲得に関する野心を疑ふの念相当強く故意に当方の意図を発かんとする者有る」ために「談合には極めて細心を要すへし」との注意を与えている。<sup>(6)</sup>使節団は、シャ

---

(5) 時代は下るが、1940年に大同貿易の社員としてバンコクに赴任した大峽一男の日常業務は、サンペン通りの繊維問屋に通ってインド人商人の店をまわることであった(小林 [1997 : 266-267])。

### 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

ムの経済開発にどのように関与できるかについて、その野心を悟られることなく調査するという、極めてデリケートな交渉能力を要求されたのである。

使節団は、6名の「使節」(安川雄之助(東洋レーヨン)、浅野良三(浅野セメント)、元良信太郎(三菱重工業)、永島雄治(三井物産)、友田久雄(紡績連合会)、城戸崎廣三(糖業連合会))、と2名の「顧問」(山口武(暹羅協会)、岩田喜雄(スマトラ興業))、5名の「随員」(三上英一郎(南洋興発)、若林金吾(浅野セメント)、山崎雄二(三井物産)、津田元一(三井物産)、富田亥之七(国際電話))、1名の「団医」(山中義一(帝大))、総勢14名で構成された(訪暹経済使節団編 [1936: 3, 309-310])。1936年3月24日にバンコクに到着してから4月18日に同地で解団するまで、視察団は多くのシヤム政府の要人と会談し、片貿易を是正するためにジュートや蓖麻子油の生産を奨励することを進言したほか、経済提携問題についても、外国資本の投資範囲や土地取得権について意見交換した(安川雄之助著作編纂会編 [1996: 410-413])。また、片貿易の是正や経済提携の可能性を模索するため、シヤム北部を中心に視察・調査を行った(訪暹経済使節団編 [1936: 9, 299-309])。

しかしながら、シヤム政府の対応は使節団を満足させるものではなかった。たとえば、使節団が会談において、シヤム政府は貿易関係を調整するために殖産興業政策に努めるべきで、そのための技術と資本の提供で協力できると進言しても(訪暹経済使節団編 [1936: 201-202])、政府要人は「団側に対し消極的態度を示し何等積極的に注文及至は意見を殆と述べず、団側より進むて意見を開陳し又質問をなせるに対しても極めて消極的の応答を為したるに止まれり」という姿勢を示した(安川雄之助著作編纂会編 [1996: 410-

---

(6) 「暹羅経済使節団に対する指示要項」(外務省記録K.2.1.0.4-1-5「本邦人ノ海外視察旅行関係雑件(中国及滿州国ヲ除ク)ノ視察団ノ部ノ暹羅経済使節団関係」)。

413])。日本との過度な接近を避けたいシャム政府は、表面上では歓迎しつつも、具体的な話になると言葉を濁すか、あるいは日本の本音を探りながら、使節団を牽制したのである。

## II シャム製糖会社への出資問題

### (1) 製糖会社設立の経緯

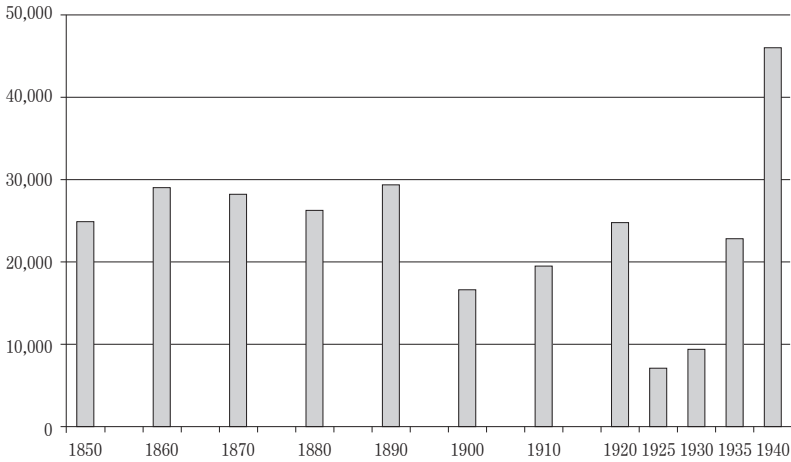
訪暹経済使節団は「まったくの押しかけ客で、シャム政府からひどく迷惑がられ、押し売り親善の逆効果」(石射 [1972: 218])であったが、そのなかで異彩を放ったのがシャム製糖会社 (Siam Sugar Company) への出資の勧誘であった。

そもそも、シャムは19世紀中葉まで砂糖輸出国であった。バンコクの西に位置するナコンチャイシー (Nakhon Chai Si) で白糖、東に位置するチャチューンサオ (Chachoengsao) で赤糖 (日本の黒糖に相当) が、いずれも畜力を用いたマニユファクチュア形式で生産されていた (在来製糖業)。統計の欠如から、その生産規模や輸出規模は不明であるが、ある推計によれば1859年の生産量は60~80万ピクル (約3.6~4.8万トン)、輸出量は20万ピクル (約1.2万トン) であったとされる (Ingram [1971: 125])。

しかし、19世紀後半にシャムの製糖業は停滞し、1880年代にシャムは砂糖輸入国に転じた。その最大の要因は、近代製糖業へ移行できなかったことにあった。19世紀中葉にヨーロッパにおける技術革新によって、砂糖が工場制工業によって安価かつ大量に生産されるようになると (近代製糖業)、大規模な製糖工場を建設できる資本を有する地域の製糖業が成長し、それ以外の地域の製糖業は衰退した。アジアでは蘭領東インドのジャワにおいて、主にオランダ資本によって近代製糖業が勃興し、安価なジャワ糖はシャムを含むアジア諸地域に輸出された (加納 [1981])。一方、シャムでは保護関税を設定できないこともあって近代製糖業の担い手が現れず、とりわけジャワ糖と

## 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

図2 シヤムの砂糖生産量1850～1940年（単位：トン）



出典) 山本 [1998: 74]。

の競争性の強い白糖を生産していたナコーンチャイシー地方の製糖業が衰退することとなった（山本 [1998: 52-53]）。

また、稲作の拡大も製糖業の衰退をもたらした。東南アジア島嶼部における欧米向け一次製品の生産の拡大、および東アジアにおける工業化の進展を背景に、増大するアジアの購買力の一部は食料、とりわけ米の需要を増大させた（杉原 [1996]）。東南アジア大陸部ではデルタ開発が進み、タイでも経済資源が稲作へと集中するようになった（斎藤 [2001]，宮田 [2001]，高田 [2001]）。これらの要因によってシヤムにおける砂糖生産は約2万トンで停滞するようになった（図2参照）。

1926年にシヤムが関税自主権を回復すると、それまで従価3%であった関税率は、1930年代前半には従価15～25%程度に引き上げられた（Ingram [1971: 126]）。こうしたなか、シヤムでは相次いで製糖会社の設立が計画された。使節団が勧誘されたシヤム製糖会社はその1つであり、元大蔵官僚のプラヤー・マハイサワン（Phya Mahai Sawan 以下、マハイと略記）によっ

て計画されたものであった。

シャム製糖会社の計画は、1927年からスラサックモントリー (Chao Phraya Surasakmontri) とマハイによって進められていた。マハイはバンコクの南東に位置するチョンブリー (Chonburi) 南部のシーラーチャー (Sri-racha) における製糖業の可能性を知るために、ジャワや台湾の製糖業を視察したほか、ジャワから専門家を招いて土壌の調査をさせ、良好な結果を得た。スラサックモントリーは国王ラーマ7世に具体的な計画を提出し、土地所有に関する特別な権利の許可を認めるように要請した。しかし、特権を得られなかったことに加え、提唱者のスラサックモントリーが1931年に死去したため、本計画は一度頓挫した (山本 [1998: 77-78])。マハイは1934年にこの計画を再度政府に提出し、国家による産業育成の必要性を認識していたサラユットセーニー (Phya Sorayudh Seni) 経済大臣は大いに関心を持った (山本 [1998: 85])。1935年5月にシャム製糖会社の定款登録がなされ、資本金は100万バーツで25%が政府出資、製糖能力は日産50トン、原料甘蔗の調達には農家からの購入、会社・農家の共同栽培、会社自作とされた。表2に示されるように発起人はシャム政財界の有力者によって占められた<sup>(7)</sup>。しかし、民間からの応募は12%に過ぎず、政府出資と合わせても資本金の40%しか集まらなかった (山本 [1998: 85])。マハイが日本からの投資を要請した背景には、資本不足の問題があったのである。

## (2) 出資勧誘への対応

使節団の派遣が検討される直前の1935年9月、マハイは三井物産バンコク出張所長の平野郡司に対し、製糖機械の提供という形でのシャム製糖会社への出資を打診している。この話は三井物産から糖業連合会を経て外務省にも

---

(7) 「暹羅製糖会社設立の件」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B09041630900, 製糖業関係雑件, 第2巻 (E-4-5-0-35\_002) (外務省外交史料館) 0501-0503)。

1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

表2 シヤム製糖会社の発起人

氏名	肩書
Phya Sorayudh Seni	経済参議
Phya Mahai Savarn	大蔵省退官官吏
Chao Phya Vorabongs Bibadhana	宮内参議
Luang Pibula Songgram	国防参議
Phya Sri Mahakasetr	チョンブリー県知事
Nai Mah Liab Khun	在シヤム華僑総商會会頭
Nai Kuang Eam	
Nai Lo Tiek Chuen	在シヤム華僑総商會役員
Nai Ek Poi	在シヤム華僑総商會役員
Nai Chiew Yong	
Mom Luang Yuang Isarasena	ソムデット棉花栽培工場長
Nai Chua Tit Seng Krongthong	
Phya Pochakorn	経済省退官官吏
Phya Pon Plaraks	経済省退官官吏
Phra Prakorb Yantrakij	鉄道院退官官吏
Nai Joti Kunakasem	経済省官吏
Luang Suwan Vajok Kasikij	農務省農務局長
Nai Tek Komes	シヤム商業會議所役員
Nai Tua Labanukrom	経済省科学局長
Nai Sai Nitinan	

出典)「暹羅製糖会社設立の件」(JACAR (アジア歴史資料センター)  
Ref. B09041630900, 製糖業関係雑件, 第2巻 (E-4-5-0-35\_002)  
(外務省外交史料館) 0502)。

たらされ、外務省は「暹羅に関する限り先方の申出は出来得る限り援助する  
方針」<sup>(8)</sup>を採った。こうした背景により、使節団に糖業連合会の城戸崎廣三が  
加わったものと思われる。城戸崎が3月29日にマハイを訪問した際、マハイ

(8) 「広田大臣→在暹矢田部公使 (1935年9月10日)」(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09041630900, 製糖業関係雑件, 第2巻 (E-4-5-0-35\_002) (外務省外交史料館) 0521-0522)。

は出資の可能性を尋ねた。4月11日、城戸崎は三井物産の津田元一と共に、マハイの案内で工場建設予定地とされているシーラーチャーに向かい、翌日に同地の砂糖栽培地を見学して「相当有望」という結論を出した（訪暹経済使節団編 [1936：307]，安川雄之助著作編纂会編 [1996：429]）。

マハイは1936年5月に三井物産の平野と再び会見し、①日本から最大50%の出資を仰ぎたい、②取締役は、マハイ、シャム政府から2名、日本人1名、協議のうえで適当な人物1～2名とする、③経営者、工場長、Chief Engineer, Chief Chemist には日本人を任命する（ただし、製糖機械の入札で他国製品が落札された場合、Chief Engineer はその国から選定）、という条件を提示し、出資を依頼した。<sup>(9)</sup> シャム側が提示した条件に加え、ドイツが同社への出資運動を行っているという情報を受けて、糖業連合会は大日本製糖・台湾製糖・塩水港製糖・南洋興発の4社でシャム製糖会社の資本金の約50%分を共同出資することを決定し、今後の交渉は大日本製糖が中心とすることを決定した。<sup>(10)</sup> この決定を伝え聞いた使節団長の安川雄之助が「之を日暹両国の提携事業の基礎と致しまして、それからだんだんと色々な仕事の端緒を開くことが出来得るのではないかと云ふ楽しみを持って居る」（安川雄之助著作編纂会編 [1996：429]）と述べたように、シャム製糖会社への出資は、将来の日本・シャム経済提携の出発点として位置づけられ、後述するように、外務省もこうした期待を持った。

---

(9) 「三井物産盤谷支店長平野郡司→台湾製糖株式会社監査役城戸崎廣三（1936年5月7日）」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09041630900、製糖業関係雑件、第2巻（E-4-5-0-35\_002）（外務省外交史料館）0543-0544）。

(10) 「第695回協議会決議（1936年6月8日）」（糖業連合会関係史料極秘文書）。「有田八郎→森代理公使「糖業援助の件」（1936年6月29日）」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09041633600、製糖業関係雑件、第3巻（E-4-5-0-35\_003）（外務省外交史料館）0163）。

### (3) 製糖会社の解散

しかし、糖業連合会の出資決定は事態を暗転させた。糖業連合会の出資の報がバンコクで流れると、「外国との joint concern に政府が参加することは不可也」という意見がシャム政府内で出たのである。三井物産の平野は、こうした意見が起こるのは、シャム政府が条約改正（移審権の回収）までイギリスを刺激したくなかったからであろうと指摘している<sup>(11)</sup>。新聞社からの追及を受けたマハイは、シャム人の株式応募が少ないため外資参入は仕方ないことであり、日本だけではなくドイツも株式引受に関心を示していると説明し、本件によってシャムにおける日本のプレゼンスが高まるわけではないことを強調した<sup>(12)</sup>。

糖業連合会は大日本製糖の金澤冬三郎をシャムに派遣した。1936年8月1日にバンコクに到着した金澤は8月3日にマハイと会談したが、マハイから「株式割宛30%欧州人も重役に参加する」ことを告げられ、「話違ふ」と狼狽する<sup>(13)</sup>。また、8月8日には、デンマークとドイツの資本参加がすでに「内定」したという情報も流れてきた<sup>(14)</sup>。外務省は在シャム公使に対して「〔日本以外の…引用者注〕外国資本を入れることは経営上紛糾を増す惧あり〔中略〕故に暹羅側に対し外国資本を invite することを止むるやう申入れ」ること、および「従来の経緯より見ても日本とシャムと丈けにてやることとなり居り〔中略〕我方の諒解なく外国資本を入れんとするは甚だ誠意なきものと云ふべし、話の具合に依っては此の点をも織り込み交渉せられたし」と指示し、

---

(11) シャムは1935年10月に必要法典をすべて施行すると、1936年11月に全締約国に対して現行条約の終了を通告し、1937年末までに対等条約の締結に成功した（石井・櫻井編 [1999: 431]）。

(12) 「暹羅製糖会社の事」(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09041630900, 製糖業関係雑件, 第2巻 (E-4-5-0-35\_002) (外務省外交史料館) 0547-0548)。

(13) 「金澤冬三郎→糖業連合会 (1936年8月7日)」(糖業連合会関係史料「秘書書」)。

(14) 「三井物産盤谷支店長→東京本社 (1936年8月8日)」(糖業連合会関係史料「秘書書」)。



この内容は糖業連合会を経て金澤にも知らされた。<sup>(15)</sup>

金澤と平野は8月15日から17日にかけて、スリヤ無任所大臣、チャリウン無任所大臣海軍部長、マム議長、バンバイ外務省顧問と相次いで会談し、事態の把握に努めた。<sup>(16)</sup>その結果、第1に、シャムの企業には官営・半官半民・民営の3つのタイプが認められること、第2に、外資は排除しないが、外資が参入した場合には政府はその企業に出資しないこと、第3に、シャム製糖会社は当初半官半民での設立予定であったが、外資（すなわち日本資本）が参入することになったため、政府は出資を撤回するに至ったことが明らかとなった。金澤らは、近代製糖業には政府の保護政策が不可欠であり、それを確実にするためには政府の出資が必要であることを説明したが、政府要人は、「政府は関係ない」あるいは「自分はそれを決める立場にない」と逃げ続けた。マハイもまた、シャム政府に対して外資参加の場合でも政府が出資するように嘆願したが、政府に容れられなかった。シャム製糖会社は資金募集の見込みが立たなくなったため、マハイは8月21日に発起人総会を開いて、会社設立の手続きを中止し、払い込み済みの民間株式を払い戻すことに決した。

シャム製糖会社への出資はこうして失敗した。しかし、外務省は公使に対して「本件の成否は（政府の参加不参加を問はず）今後に於ける我邦の対暹経済進出に重大なる影響を有する次第なるを以て我方としては有ゆる努力を画して善後策を講じ本件成立を期すること絶対に必要にして〔中略〕貴官は金澤引上後と雖も暹羅政府説得は勿論各方面に可然手を廻し本件成立の機運を醸成する様極力御尽力」<sup>(17)</sup>するよう求め、経済提携をあきらめなかった。

---

(15) 「糖業連合会→金澤冬三郎（1936年8月12日）」（糖業連合会関係史料「極秘文書」）。

(16) 以下、政府要人とのやりとりは、「盤谷にて金澤冬三郎→藤山理事長殿（第4信）」（糖業連合会関係史料「極秘文書」）。

(17) 「有田八郎→在暹羅森代理公使「糖業援助の件」（1936年8月26日）」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09041633600、製糖業関係雑件、第3巻（E-4-5-0-

## 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

シヤム製糖会社は一度は解散したものの、官営によって設立されることになった。その際、三井物産の主導で日本からシヤム製糖会社への関与が試みられた。第1に、製糖機械の売り込みである。シヤム製糖会社は、競争入札によって製糖機械を購入することにした。日本からは三井物産が応札したが、落札するためには相当の値引きが必要であったため、三井物産はそのための補助金を糖業連合会に要請した。しかし、糖業連合会は補助金の支出を拒否した<sup>(18)</sup>。第2に、シヤム製糖会社の委託経営である。官営事業としてスタートしたシヤム製糖会社の経営状況は悪く、三井物産は日本に経営を委託するようシヤム政府と交渉するため、先に糖業連合会の意向を確認した。しかし、糖業連合会は経営委任の確証が得られていない段階では、「積極的に乗り出す意向は全然ない」と回答した<sup>(19)</sup>。

以上の経緯からは、シヤム製糖会社への出資に対する、外務省・三井物産と糖業連合会との間の温度差が見て取れる。外務省・三井物産は経済提携の出発点としてシヤム製糖会社への出資を位置づけていたため、日本単独での出資を絶対条件とし、製糖業に対する政府の保護は希望条件であった。一方、糖業連合会にとっては、日本単独での出資をどの程度重要視したかは分からないが、製糖業に対する政府の保護を引き出すことが絶対条件であった。

なぜ糖業連合会は、シヤムを製糖業の適地と認識しながら、それでもなお政府の保護を絶対条件としたのであろうか。この点を明らかにするためには、糖業連合会に加盟する日本の製糖会社が、これまでにどのような成功・失敗

---

35\_003) (外務省外交史料館) 0200)。

(18) 「石射猪太郎→有田八郎「製糖機械入札に関する件」(1937年1月25日)」(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09041633600, 製糖業関係雑件, 第3巻 (E-4-5-0-35\_003) (外務省外交史料館) 0214)。

(19) 「村井公使→宇垣大臣 (1938年9月1日)」(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09041633600, 製糖業関係雑件, 第3巻 (E-4-5-0-35\_003) (外務省外交史料館) 0218-0219)。

体験を重ねてきたのかを知る必要がある。そこで次節では、日本の製糖会社の展開について見ていこう。

### Ⅲ 製糖業と政府の保護

#### (1) 日本植民地における成功

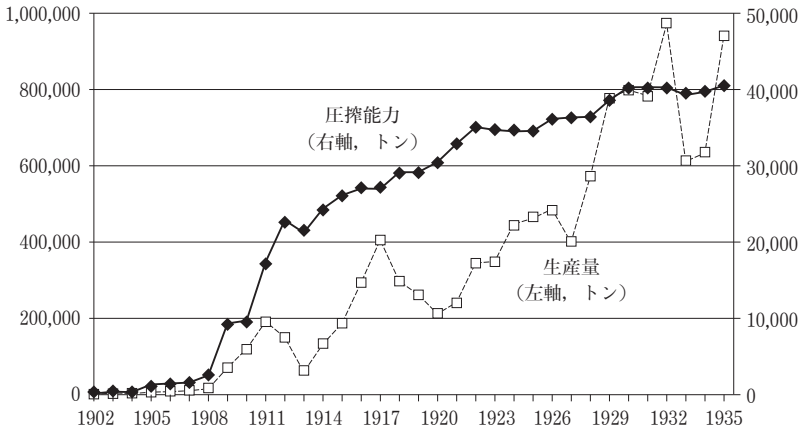
幕末開港以降、日本の砂糖輸入は増大の一途をたどり、砂糖は貿易赤字をもたらす主要因であった。日本は砂糖の自給化のため、1895年の台湾を嚆矢として獲得した植民地や勢力圏で砂糖を生産した。製糖業は帝国内全土で勃興した唯一の産業であり、台湾を中心とする帝国内各地の砂糖生産によって、日本は1929年に輸入代替化を達成した（平井 [2017]）。

製糖業の成長にとって、関税保護はもちろんのこと、砂糖原料（サトウキビや甜菜）の栽培にかかわる2つの保護政策が重要であった。

第1に、プランテーションの不足を克服するための「原料採取区域」制度の実施である。近代製糖業では大量に砂糖を生産する分、それに見合うサトウキビの調達が必要であり、世界の製糖業では、製糖会社がサトウキビの栽培をコントロールできるプランテーションの形成が進められた。しかし、台湾では商品経済が進展していたために地価が高く、広大な土地を集積してプランテーションを形成することが困難であった。そのため、製糖会社は農民からサトウキビを購入しなければならなかった。その結果、製糖会社間のサトウキビ獲得競争が引き起こされ、砂糖の生産費は上昇した。サトウキビ獲得競争の抑制を目的として、台湾では1905年に製糖場取締規則が施行され、製糖工場の能力に応じて工場の周辺一定区域をその工場の「原料採取区域」とし、区域内で何を栽培するかは農民の自由であるが、サトウキビはその工場にしか販売できないこととされた。この法律によって製糖会社はサトウキビを安定的に調達できるようになったため、台湾では1900年代後半に製糖会社の設立ブームが起り、生産力（サトウキビの圧搾能力）が増大していっ

1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

図3 台湾における砂糖の生産力と生産量 1902-1931年



出典) 台湾総督府 [1936 : 12, 76]。

た (図3 参照)。

第2に、サトウキビ栽培の生産性を向上させるための研究開発体制の構築である。台湾総督府は1902年に公布した糖業奨励規則において近代製糖業を保護育成することとし、肥料補助や蔗苗の配布などをおこなった。また、糖業試験場や中央研究所といった研究開発機関が設立され、製糖会社と連携しながらサトウキビ栽培に関するさまざまな農学知を形成し、生産性の高い品種の導入や開発、肥料試験などをおこない、製糖会社におけるサトウキビの生産性の向上を支援した (平井 [2017])。

製糖会社は自工場の原料採取区域に属する農民にサトウキビを栽培させるため、彼らに耕作資金や生活資金の一部を前貸すとともに、最適な栽培方法の実行を条件とする奨励金を与えることで、栽培面積の増大と土地生産性の向上に努めた。台湾の砂糖生産量は、台風の影響や供給過剰対策などを要因とする一時的な減産を除くと一貫して増大した (図3 参照)。いくつかの先行研究は、シヤム農業への投資が少なかった要因としてプランテーションが

なかったことを挙げているが（たとえばSwan [2009: 99]）、製糖業に関する限りその指摘は適当ではない。日本の製糖会社はプランテーションの欠如を保護政策によって乗り越えた経験を有していたのである。

## (2) 東南アジアでの失敗

近代製糖業に対する政府の保護政策の重要性は、1910年代後半～1920年代前半に日本の製糖業界で盛り上がった東南アジアへの資本輸出が概して失敗したことによって、より強く認識された。

資本輸出が盛り上がった背景には、第1に、いわゆる「大正期南進」があった。第一次世界大戦時・戦後の好況は製糖業界に「黄金時代」をもたらし、内部留保を増大させた製糖会社や砂糖商の一部は、東南アジアの製糖会社を設立していった。台湾総督府の南進奨励や台湾銀行の支店網の拡大が、これら企業の進出を支えた。第2に、台湾糖業に対して悲観的な「台湾糖業限界説」が、1920年代前半に唱えられたことである。台湾における1910年代の砂糖生産量の増大はサトウキビの栽培面積の拡大に支えられていた。しかし、1910年代後半からの日本における米価の急騰を受けて、台湾では稲作が拡大したため、さらなるサトウキビ栽培面積の拡大は困難となった。また、1920年代には生産性の向上を通じての生産量の増大が行われたが、自然環境の差から台湾の生産性や生産費は東南アジアに対して絶対的に劣位にあった。こうしたことから、台湾糖業は限界に達したと考えられるようになったのである。こうした悲観的な認識の下で、台湾よりもサトウキビ栽培に適した東南アジアへの資本輸出が模索されたのである。<sup>(20)</sup>

---

(20) 台湾総督府は1922年に「欧州大戦は広く世界産業界に変動を来し、就中欧州諸国に於ける甜菜糖業に甚大なる影響を及ぼしたるも、戦後各国は産業政策を新にし鋭意復旧を図り、又他方玆馬爪哇其他の甘蔗糖業地に於ては戦時中に益々発展したるを以て、此際各国に於ける糖業の施設其他の状況を調査し、以て本島糖業発展の参考に資し度候条」として、世界各地の在外公館に製糖業の調査を依頼した（「世

### 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

主な進出先は、蘭領東インドのジャワであった。台湾製糖株式会社（以下、台湾製糖と略記）は1917年に資本金500万円で南国産業株式会社（以下、南国産業と略記）を設立し、華僑が経営していた1,000バウ（1バウ=0.7ha）のプランテーションを有するスコレジオ製糖会社を買収してジャワ製糖業に参入した（柴田 [2005: 386]）。同年に南洋製糖株式会社（以下、南洋製糖）が設立された。南洋製糖も華僑が経営していたプランテーション面積600バウ、圧搾能力350トンのスモンコウ製糖工場を買収した（柴田 [2005: 381-382]）。大日本製糖は、1920年に台湾の財界人が設立した内外製糖株式会社を1923年に買収し、約1,300バウのプランテーションと日産900トンの圧搾能力を有する工場を経営した（日糖興業株式会社編 [1944: 79-81]）。

仏領インドシナへの進出も行われた。台湾総督府殖産局の技師であった真室幸教は、1918年から三菱商事の調査依頼を受けてコーチシナにおける製糖業の可能性について調査を進めたのち、1921年に同地を实地調査してジャワよりも安価に砂糖を生産できると判断した（真室 [1922a], 真室 [1922b]）。真室は砂糖商と共に、資本金200万円で以て、500haのプランテーションと圧搾能力300トン有する日仏製糖株式会社（以下、日仏製糖と略記）を1923年に設立した（熱帯産業調査会 [1935: 301]）。

しかし、これらの製糖会社の経営はいずれも失敗した。南国産業と南洋製糖は、1920年代の砂糖価格の低迷によって製糖事業の経営が不振に陥った。南国産業は製糖事業から利益を出すことができず、ゴム・茶・キナ・コーヒーなど他部門からの利益によって事業を継続させており、1928年に製糖部門を他社に売却した（宮川 [1927: 8]）。南洋製糖は工場の機械設備が古く生産費が過大で利益が出なかったところに、近隣の製糖会社からの依頼を受けて、1928年に売却された（作成者不明 [1928]）。日仏製糖と大日本製糖の

---

界各国に於ける糖業状況調査」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B 11091177100、農産物関係雑件／砂糖之部（B-3-5-2-115\_7）（外務省外交史料館））。

不振は、現地政府・政策との軋轢を要因とした。日仏製糖は資金難のほか、サトウキビ苗の輸入をめぐる仏印政府との認識の齟齬もあって生産が安定せず、1925年に解散した（熱帯産業調査会 [1935：301]）。大日本製糖は事業こそ継続できたものの、世界恐慌後に設立された蘭領東インド糖業組合がジャワで生産された砂糖の一手販売権を得たため、生産したジャワ糖を自由に日本の精製糖工場に供給することはできなくなった（熱帯産業調査会 [1935：394]）。

### (3) シャム糖業の調査

シャム糖業の可能性に対しても1920年代にいくつかのアプローチがみられたが、やはり現地政府の方針に事業の成否が左右された。在バンコク三隅領事は1922年、シャム商業奨励委員会が作成した報告書「暹国に於ける砂糖問題」を抄訳したものを外務省に送付したほか、台湾総督府からの依頼を受けて報告書「暹羅に於ける糖業状況」を提出している<sup>(21)</sup>。後者の報告書はシャム糖業について、「専門家の調査によれば、当国の気候土壌水利の關係は隣邦緬甸仏領印度に比し遙に有利なるを以て、政府の施設と企業家の周到なる計画を以てせば、斯業の發展は取て困難にあらざる」と結論づけ、シャム糖業の可能性とともに、政府の糖業政策の重要性を指摘している。

1920年代末にはシャムに製糖会社を設立する計画も進められていた。台湾製糖の丸田治太郎は、日本が「年々巨額の砂糖を瓜哇より輸入してきたが、常に瓜哇側に乗ぜられること多く、我国は不利不便の点多き為、他の甘蔗適地を求め我国資本下に糖業を起し、其国の産業の發達に資すると共に、我国

---

(21) 「暹国に於ける砂糖問題」(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091176300, 農産物関係雑件/砂糖之部 (B-3-5-2-115\_7) (外務省外交史料館) 0213-0239)。「暹羅に於ける糖業状況」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091177100, 農産物関係雑件/砂糖之部 (B-3-5-2-115\_7) (外務省外交史料館) 0375-0381)。

## 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

への砂糖供給を確保せんとする」ため、シヤムに製糖会社を設立する計画を立て、1926～31年の間に合計4回シヤムを視察した（塩水港製糖株式会社 [1936：71]）。その結果、チョンブリーにおける砂糖生産を有望視し、土地の払い下げ許可を受けて、日本資本の勧誘を始めた（塩水港製糖株式会社 [1936：72]）。しかし、シヤム政府が急に態度を急変させたため、設立計画は中止となった。その要因として、第1に、丸田とシヤム政府の仲介人が度々変更されたこと、第2に、日本・シヤム間の出資比率で合意できなかったこと、第3に、丸田がシヤム政府に対して、製糖会社に対する独占権の付与や、事業地付近の一定区域における別の製糖会社の設立の禁止といった過大な要求をしたこと、などが指摘されている（塩水港製糖株式会社 [1936：73]）。第3点目は、台湾などで行われていた原料採取区域制度であり、丸田がプランテーションに必ずしも固執していなかった点で興味深い。

以上のようにして、日本の製糖業界は訪暹経済使節団が結成される以前の段階で、製糖事業が「其国の政策に支配せられ、住民の感情に災され且つ経費嵩み如何に困難なるや」を痛感した（熱帯産業調査会 [1935：662]）。糖業連合会が、シヤムを製糖業の適地と認識しながらも政府の保護をシヤム製糖会社への出資の絶対条件としたのは、こうした経験が背景にあったと考えられよう。

### おわりに

日本・シヤム経済提携が失敗に終わった要因として、政治外交史研究ではシヤム側の要因（主体的な等距離外交）に焦点をあてる一方、日本側の要因についてはほとんど議論してこなかった。経済提携の出発点として位置づけられたシヤム製糖会社への出資問題に焦点を当てた本稿での考察の結果、日本の官民は決して一枚岩でシヤムとの経済提携を望んでいたわけではなかったことが明らかとなった。すなわち、外務省や三井物産は同社に対する日本



単独での出資によって日本・シャム提携の端緒を開きたかったが、実際に出資する糖業連合会にとっては、提携の重要性を認識しつつも、最終的にはシャム政府が利害関係者となって製糖業をどれだけ保護するかが、最も重要な判断基準であった。

糖業連合会のこうした認識は、それまでの成功・失敗経験に基づいたものであったと考えられる。すなわち、日本の製糖会社は、台湾を中心とする日本帝国内諸地域の製糖業が成長し得たのは、政府が製糖業を保護したからであり、東南アジアの製糖業への投資が総じて失敗に帰したのは、現地の事情へ精通していなかったこともあるが、現地政府の政策に翻弄されたからであるという認識を抱いていた。日本・シャム提携が国策として進められるなかで、この経験・教訓は皮肉にも提携を阻止する形で存分に生かされたのである。

総じて、日本・シャムの経済提携の失敗は、単にシャム側の消極的な外交姿勢のみにあったわけではなく、その姿勢が糖業連合会の出資への消極性につながることによって、提携に積極的とされていた日本側からも生み出されていたと結論付けられる。

#### 参考文献（一次史料は本文脚注を参照）

- 飯田順三 [1993] 「日・タイ外交史の一素描——条約関係を中心として」『アジア経済』第34巻5号。
- 石射猪太郎 [1972] 『外交官の一生』 太平出版社。
- 石井米雄・櫻井由躬雄編 [1999] 『東南アジア史 I』 山川出版社。
- 塩水港製糖株式会社 [1936] 『暹羅糖業視察報告書』 塩水港製糖株式会社。
- 加納啓良 [1981] 「ジャワ糖業史研究序論」『アジア経済』第22巻5号。
- 小林英夫 [1997] 「タイにおける日本人社会経済団体の活動」波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』 同文館。
- 斎藤照子 [2001] 「ビルマにおける米輸出経済の展開」加納啓良編『植民地経済の繁栄と凋落』 岩波書店。
- 作成者不明 [1928] 「南洋製糖売却」『糖業』162号。
- 柴田善雅 [2005] 『南洋日系栽培会社の時代』 日本経済評論社。

## 1930年代日本・シヤム経済提携の挫折

- 白木沢旭児 [1999]『大恐慌期日本の通商問題』御茶の水書房。
- 台湾総督府 [1936]『第24台湾糖業統計』台湾総督府。
- 高田洋子 [2001]「インドシナ」加納啓良編『植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店。
- 南洋協会編 [1943]『南方圏貿易統計表』日本評論社。
- 日糖興業株式会社編 [1944]『日糖略史』慶應出版社。
- 熱帯産業調査会 [1935]『糖業に関する調査書』台湾総督府。
- バトソン, ベンジャミン [1989]「タイのナショナリズムと対日関係の展開」杉山伸也・イアン＝ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦』同文館。
- 平井健介 [2017]『砂糖の帝国』東京大学出版会。
- 訪暹経済使節団編 [1936]『昭和11年3月－4月 訪暹経済使節報告書』訪暹経済使節団事務所。
- 真室幸教 [1922a]「交趾支那の糖業的価値」『台湾時報』大正11年3月号。
- 真室幸教 [1922b]「交趾支那の糖業的価値附補遺」『台湾時報』大正11年4月号。
- 南満洲鉄道株式会社東亜経済調査局編 [1943]『シヤム』慶應書房。
- 宮川次郎 [1927]『製糖業者の南進』拓殖通信社。
- 宮田敏之 [2001]「戦前期タイ米経済の発展」加納啓良編『植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店。
- 安川雄之助著作編纂会編 [1996]『安川雄之助論叢』安川雄之助著作編纂会。
- 矢田部厚彦 [2002]「1930年代の日・シヤム関係と矢田部公使」矢田部会『特命全権公使矢田部保吉』矢田部会。
- 山本博文 [1998]『タイ糖業史』御茶の水書房。
- 吉川利治 [1992]「タイ」吉川利治編著『近現代史の中の日本と東南アジア』東京書籍。
- 吉村道男 [2002]「駐在国公使報告等にみる1935年前後の日本・タイ国関係の一面」『外交史料館報』第16号。
- Swan, William L. [2009], *Japan's Economic Relations with Thailand, Bangkok*: White Lotus Press.
- Ingram, James C. [1971], *Economic Change in Thailand 1850-1970*, Stanford and California: Stanford University Press.

\* 本稿は2015年度サントリー文化財団研究助成（人文科学，社会科学に関する学際的グループ研究助成）より交付を受けた研究課題「戦間期における日本の対東アジア政策：政治外交史・経済史による複眼的考察」の成果の一部である。